務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画」を「その認定に係る特定総合効率化計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）」に、「事業の」を「倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業（次項において「倉庫業」という。）の」に改め、同条第二項中「以下この項において「被合併法人等」という。）」を削り、「事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該倉庫用建物等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）」を「倉庫業」に、「及び」を「又は」に、「事業の」を「倉庫業の」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十四の二第一項、第六十八条の十五第一項」に改め、「、第六十八条の十五の六第一項」を削り、「から第六十八条の二十七まで」を「、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」に改める。

第六十八条の四十一第一項中「損金経理」の下に「（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二項、第三項、第十一項及び第十二項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五」に改め、「、第六十八条の十五の六」を削り、「から第六十八条の二十七まで」を「、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十」を「百分の七十」に、「他の法人」の下に「及び外国政府」を加え、同条第四項第五号中「相当する金額」の下に「（法人税法第六十一条の二第十七項に規定する資本の払戻しにより当該特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合には、同日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその減額をした金額に対応する部分の金額として政令で定める金額）」を加え、同条第八項中「百分の九十」を「百分の七十」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第六十八条の四十四第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「）」を含む。）」の下に「の百分の八十」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第六項中「して積み立てた金額」の下に「の百分の八十」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「第五十五条の六第一項」を「第五十六条第一項」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「（次項及び第三項において「維持管理積立金」という。）」を「として積み立てた金額のうち同項に規定する通知する額」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二項及び第三項中「第五十五条の六第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第六項中「独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金に係る」を削り、「ごとに、」の下に「当該」を加え、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に」を「第五十六条第七項に規定する」に改め、「して積み立てた金額」の下に「のうち同項に規定する通知する額」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第八項から第十項までの規定中「第五十五条の六第一項」を「第五十六条第一項」に改める。

第六十八条の四十七から第六十八条の五十二までを次のように改める。

第六十八条の四十七から第六十八条の五十二まで　削除

第六十八条の六十一第一項及び第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第三項中「又は長期の資金の貸付けで政令で定めるもの（次条第四項において「海外探鉱法人出資」という。）」に改め、同条第四項中「三年」を「五年」に改め、同条第八項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第十三項中「当該海外自主開発法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権であつて、当該海外自主開発法人の株式又は出資を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む。）」及び「並びに法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項」を削る。

第六十八条の六十二第五項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人がその適用を受けた連結事業年度において支出を行つた第一項に規定する新鉱床探鉱費又は第二項に規定する海外新鉱床探鉱費の額のうちに海外探鉱法人出資の額が含まれている場合には、当該海外探鉱法人出資については、第六十八条の四十三第一項及び第八項の規定は、適用しない。

第三章第十四節の二の節名を次のように改める。

第十四節の二　国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例

第六十八条の六十三の二第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、各連結事業年度終了の日において国家戦略特別区域法第二十七条の三に規定する法人に該当するもの（国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に同条の指定を受けたものに限る。）が、当該各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する連結事業年度に限る。）において、国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内において行われる同法第二十七条の三に規定する特定事業（当該国家戦略特別区域以外の地域において行われる当該特定事業に関連する事業として財務省令で定める事業を含む。）に係る連結所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十八条の六十三の二第二項第一号中「から第三項まで又は第六十八条の十五第一項から第三項まで」を「若しくは第二項又は第六十八条の十四の二第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四の二第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前条の規定

第六十八条の六十三の二第五項を削り、同条第六項中「及び前項の規定により益金の額に算入される金額のうち同項の連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「のうち、第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額」及び「とし、第五項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれないもの」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項まで及び前二項」を「前項まで」に改め、「又は第五項」及び「又は益金の額」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第七項とする。

第三章第十五節の節名を次のように改める。

第十五節　連結法人である認定農地所有適格法人等の課税の特例

第六十八条の六十四第一項中「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に、「規定する農業生産法人」を「規定する農地所有適格法人」に、「認定農業生産法人を」を「認定農地所有適格法人を」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第三項第一号中「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に改め、同項第二号及び第三号中「認定農業生産法人」を「認定農地所有適格法人」に改め、同条第七項中「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に改める。